

申立てに関する留意事項

- 1 成年後見制度は精神上的の障害がある方が対象となる制度です。
本人の障害が身体的なものだけの場合、または単なる浪費などの場合は、後見制度の対象とはなりません。
- 2 手続にはある程度の時間がかかります。
2か月前後のことが多いですが、調査、鑑定等する場合には、それ以上かかることもあります。
- 3 後見人等は最終的には家庭裁判所がふさわしい人を選任します。
申立人が希望する人が選任されるとは限りません。
後見人等の選任に関しては不服を申し立てることはできません。
- 4 財産の状況により後見制度支援信託の利用について検討を求められることがあります。
裁判所から検討を求められた事件で信託制度を利用しない場合は、原則として専門職後見人または専門職監督人が選任されることになります。
- 5 後見人等は裁判所の「後見等監督」を受けることになります。
「後見等監督」とは後見人等の仕事が適正にされているかどうかを確認するため、家庭裁判所が後見人等に対して報告を求め、調査をするなどして監督することです。
後見人等は、原則として、あらかじめ定められた時期に自主的に所定の後見報告書を裁判所に提出することになります。
後見人等がその職務を怠った場合は、最終的には後見人等を解任される場合があります。
- 6 後見人等の仕事は、本人の判断能力が回復するか本人が死亡するまで続きます。
申立てのきっかけとなった課題を解決した後も後見等は続きます。
後見人等、後見等監督人は報酬を請求することができます。
- 7 いったん後見等開始を申し立てると、家庭裁判所の許可を得なければ取下げをすることが出来なくなります。
取下手続を行うに際し、取下書に取下理由を記載する必要があります。